

退職して健康保険の資格がなくなった場合、傷病手当金はもらえなくなりますか？

回答

「退職後も傷病手当金がもらえる場合があります」

以下の3つの条件をすべて満たしている場合は、支給開始から通算して1年6ヵ月の範囲内で退職後も傷病手当金を受給できます。

1.退職日までに被保険者資格が継続して1年以上あること。

転職等で保険者（健康保険組合・協会けんぽ）が変わっていても、1日も間なく継続している場合は通算することができます。任意継続や国民健康保険の加入期間は通算できません。

2.退職日に傷病手当金を受給しているか、受給できる状態であったこと。

退職日に短時間でも出勤すると受給できません。

有給休暇の場合は、出勤をしていないので、給与が発生していても条件を満たします。

※退職日の翌日以降に初めての申請をする方は、次の条件を満たす在職期間中にかかる退職日までの申請も必要です。

①退職日の前日までに連続して3日以上休んでいて、医師が労務不能と認めていること（待期期間の完成）。

②退職日も休んでいて、医師が労務不能と認めていること。

3.退職後も在職中と同一の傷病の療養のために引き続き労務に服することができないこと。

退職後に発症した新規の傷病では受給できません。

退職後に1日でも受給できない日がある場合は、資格喪失後の継続給付が中断されてしまうことから、その日以降の傷病手当金を受給できません。

※同一の傷病で障害厚生年金等を受けている場合や退職後に老齢年金を受けている場合は、傷病手当金の金額が調整されます。遡って年金の受給開始や年金額改定があった場合は、その時点から傷病手当金の支給額が変更され、ご返金等が生じることがあります。

※退職後に傷病手当金と雇用保険の失業給付の併給はできません。失業給付の支給には、労働の意思・能力を有することを要求され、傷病手当金の支給要件と相反するためです。